

社会福祉法人さくらゆき ユニット型特別養護老人ホーム  
さくらの舞 運営規程  
第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人さくらゆきが経営するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホームさくらの舞（以下「施設」という。）の運営について、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第46号、以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第63条並びに指定地域密着型介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号130条以下「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護基準」という）第148条の規定に基づき、その重要事項を定めることを目的とする。なお、施設は、特別養護老人ホームさくらの舞（岐阜県羽島郡岐南町伏屋9丁目88番地）のサテライト施設として、本体施設との密着な連携を確保するものとする。

(運営方針)

第2条 施設は利用者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう務めなければならない。

2. 施設は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画（特別養護老人ホーム基準第14条に規定する「入所者の処遇に関する計画」ならびに介護福祉施設基準第12条に規定する「施設サービス計画」をいう。以下同じ。）に基づき、その居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援しなければならない。
3. 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームさくらの舞
- (2) 所在地 岐阜県羽島郡岐南町徳田1丁目79番地

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、及び職務内容は次のとおりとする。なお、サテライト施設の生活相談員、介護支援専門員及び管理栄養士、機能訓練指導員は本体施設に配置する職員により当該サテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 施設長     | 1名(常勤)<br>施設長は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準ならびに介護福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。 |
| (2) 医師      | 1名(嘱託)<br>医師は利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。  |
| (3) 介護職員    | 15名以上(常勤換算)<br>介護職員は、利用者の施設サービス計画案の作成、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。   |
| (4) 生活相談員   | 1名以上(常勤)<br>生活相談員は、利用者の入退居手続き、生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。   |
| (5) 看護職員    | 2名以上(常勤換算)<br>看護職員は利用者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。  |
| (6) 機能訓練指導員 | 1名(常勤)<br>機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な身体の機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。  |
| (7) 管理栄養士   | 1名(常勤)<br>栄養計算、栄養管理ならびに栄養指導を行う。  |
| (8) 介護支援専門員 | 1名(常勤)<br>介護支援専門員は、利用者に対する施設サービス計画の作成等を行う。   |
| (9) 事務職員    | 1名以上(常勤換算)<br>事務職員は、施設の運営管理に必要な事務を行う。  |

### 第3章 利用定員

(入居定員)

第5条 施設の入居定員は29人とする。

(ユニットの数およびユニットごとの入居定員)

第6条 施設のユニット数は3ユニットとし、ユニットごとの入居定員は10名もしくは9名とする。

### 第4章 入退所

(サービス内容及び手続きの説明および同意)

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して

説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 施設は正当な理由なく指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対して適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2. 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第12条 施設は身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2. 施設は利用申込者の数が利用定員から利用者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に利用させるよう努めるものとする。

3. 施設は、利用申込者の利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

4. 施設は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。

5. 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。

6. 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者およびその家族の希望、その者

が退所後に置かれることとなる環境を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

7. 施設は利用者の退所に際しては、居宅支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

## 第5章 サービス（処遇）内容及び費用の額

### （サービス取扱方針）

- 第13条 施設は、施設サービスの提供に当たって、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行なうことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
2. 施設サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
  3. 施設サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
  4. 施設は自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
  5. 職員は、施設サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  6. 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### （介護）

- 第14条 介護は各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
2. 施設は、利用者の日常生活における家事を、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
  3. 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
  4. 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
  5. 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
  6. 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行なうとともに、その発生を防止するための体制を整備するものとする。
  7. 施設は、前各項に規定するもののほか、口腔衛生の管理、離床、着替え、整容等の日

常生活上の行為を適切に支援するものとする。

8. 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (食事)

第 15 条 施設は、栄養管理並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2. 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により食事の自立について必要な支援を行うものとする。
3. 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
4. 施設は利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をとることを支援するものとする。

#### (相談及び援助)

第 16 条 施設は常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

第 17 条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2. 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
3. 施設は、常に利用者の家族との連携を図りつつ、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
4. 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

#### (利用料その他の費用の額)

第 18 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、施設サービス費基準額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2. 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。
  - (1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (2) 食費及び居住費
  - (3) 理美容代

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担する事が適当と認められるもの。

3. 前項各号に掲げる費用の額は、別に定めるものとする。

4. 施設は、第2項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

## 第6章 施設の利用に当たっての留意事項

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第20条 施設の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

(1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと

(2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと

(3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2. 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき

(3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時における対応)

第21条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに岐南町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 施設は、利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

3. 施設は、事故が発生又は再発することを防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生

- の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
  - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

## 第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

- 第23条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、必要な災害対策を講じるものとする。
2. 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

## 第8章 その他運営に関する事項

（衛生管理、感染症対策等）

- 第24条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。
- 第25条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施する。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（身体的拘束の禁止）

- 第26条 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体的拘束等という）を行わないものとする。
2. 前項の身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用

して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に向けた体制等)

第 27 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

- 第 28 条 施設は、提供した施設サービス等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
2. 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  3. 施設は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第 29 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
  3. 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 30 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の公開)

第 31 条 施設は当該施設に、運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形でファイル等を据え置くものとする。

(会計の区分)

第 32 条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2. 施設の経理は、社会福祉法人さくらゆき経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第 33 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(法令との関係)

第 34 条 この規程に定めのない事項については、指定地域密着型介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

(その他)

第 35 条 この規程に定めるもののほかで必要な事項は、施設長が別に定める。

## 付 則

1. この規程は平成 24 年 10 月 1 日から施行する。
2. この規程は平成 26 年 3 月 11 日から施行する。
3. この規程は平成 29 年 3 月 29 日から施行する。
4. この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
5. この規程は令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

特別養護老人ホームさくらの舞運営規程

別表2（第18条 第2項（2）関係）

居住費及び食費を以下のとおりに定める。

区 分	項 目	利用料	内 容
居住費	ユニット型 個 室	2,200 円	水道光熱費及び建物の維持に要する費用（修繕費、保守料、保険料等）とする。
食費	朝 食	470 円	朝食、昼食、夕食、おやつを含む給食材料費及び食事を提供するために要する費用（器具維持費、衛生管理費等）とする。
	昼 食	530 円	
	おやつ	60 円	
	夕 食	520 円	

注1 ただし、特定入所者介護サービス費制度による負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額とする。

注2 通常の使用を超える利用、又は本人の故意・不注意等により、修繕費が発生した場合には、上記利用料とは別に、法人は修繕に要した費用の全部または一部を利用者に費用請求をすることがある。